

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年四月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一外

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井 範行

名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 健二

名称 株式会社イエローハット

住所 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

代表者の氏名 代表取締役 二宮 洋

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗の所在地 真庭郡久世町大字惣一六四番地の一外

(2) 大規模小売店舗を設置する者

名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭郡久世町大字惣一八八番地の一

代表者の氏名 定方 健二

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

ア 氏名 有限会社高井文研堂

住所 真庭郡久世町大字久世二六一九番地一

イ 氏名 有限会社フローリストみつおか

住所 真庭郡久世町大字目木一四八九の一

ウ 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭郡久世町大字惣一八八番地の一

エ 名称 株式会社ワンドゥ
住所 真庭郡久世町惣字中河原一九四一一

(変更後)

(1) 大規模小売店舗の所在地 真庭市惣一六四番地の一外

(2) 大規模小売店舗を設置する者

名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 定方 健二

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

ア 氏名 有限会社高井文研堂

住所 真庭市久世二六一九番地一

イ 氏名 有限会社フローリストみつおか

住所 真庭市目木一四八九の一

ウ 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

エ 名称 株式会社ワンドゥ

住所 真庭市惣字中河原一九四一一

4 変更年月日

平成十七年三月三十一日

二 届出年月日

平成十七年四月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年四月十五日から平成十七年八月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課